

地方議会について (第33回専門小委員会における主な議論)

第33回専門小委員会における主な議論①

【地方議会と住民との関係】

- 住民自治とは何かということを住民が理解していることが重要。自分の生活上の課題や地域の未来に関わる課題を解決するための仕掛けとして地方自治があるということをきちんと理解していない子供が多いのではないか。
- 住民の理解を得る取組をしっかりとすることで住民の志が醸成されてくるのではないか。
- 住民自治によって社会がインクルーシブになるように、女性や様々な人の利益、立場の違いを包含するような地域社会の姿を議論し、その反映として地方議会のあり方を議論することはできるのではないか。ただし、地方公共団体ごとに状況が違うので、一本化することはできないのではないか。
- 住民自治を2040年に向けてしっかりと強化していくためには、地方議会・議員の活動と主権者教育を有機的に連動させていく必要があるのではないか。

【多様な層の住民の参画】

- 年齢や男女比が少なくとも大きくは偏らない議会を実現していかなければならない。
- 地方議会の存在意義は、その地域の多様な意見を合議制で代表していることであり、議会の多様性の確保は何より大事ではないか。人口の半分を占める女性の割合があまりにも低すぎるので、何らかの形で是正していく必要がある。
- 女性の地方議会への参加について、指定都市や市区でも20%程度であるが、できるだけ50%にもっていくことを考えることが筋ではないか。
- 国の審議会等における女性委員の割合は、2020年までに40%未満とならない状態を目指すこととされている。平成5年で10%であり、30%を超えるまでに10年、35%を超えるまでに20年かかっている。選挙を経るよりもずっと楽な委員の選定でもこれほど時間がかかる。

第33回専門小委員会における主な議論②

【多様な層の住民の参画】（続き）

- 競争性が担保されていないことによって議員が固定化していることも、議員になりたくない要因の一つになっているのではないか。なりにくい要因に対応しても、議会の中で自分たちの意見が通って変えられるだろうかという心理的な面もなり手不足に作用しているのではないか。議会モニター制度などもあわせて、全体としてみたときに年齢割合で偏りが出ないようにするなどの工夫は考えられるのではないか。
- 年齢構成の偏りや女性の割合が低いことは、地方議会に限ったことではなく、自治体の組織や民間企業でも見られる。議会だけに何らかの手当をすれば済むという話ではなく、地域の構成員の反映が地方議会であるとすれば、地域社会の方から意識改革が必要ではないか。
- 女性議員が急に増える自治体がある。首長が地域の女性リーダーを養成することに積極的になると5年、10年後に女性議員が増える。
- 女性がより参加しやすくするためには、女性には限らないが、育児や介護でしっかりと休めるようにする必要がある。自宅でも会議に参加できるような仕組みがあると子育て中の女性も参加できるようになる。

第33回専門小委員会における主な議論③

【地方議会制度の改革の方向性】

- 単なる人手不足の一環でなり手不足を論じるのではなく、厳しい時代の中で合意形成をいかにしていくのかという観点から議論する必要があり、公共的な活動の担い手が多様化する中で、憲法上の議事機関である地方議会ならではの合意形成の意味を考える必要があるのではないか。
- 定数を維持できないという状況と、定数は維持できているが無投票当選であるという状況、さらには、選挙は行っているが競争性や多様性がないという状況では、それぞれ対応策が違ってくるのではないかと。
- 政治学では、選挙区制にすると競争は定数プラス1に収束するといわれる。無駄な立候補をしない、無駄な人に投票をしないということが生じ、段々と競争性が失われる。定数に収束した状態から抜け出すことはとても大変であり、競争性や多様性が低い場合に、外側からしっかりと示唆しない限り、議会・議員に自ら改革することを期待しても厳しいのではないかと。
- 2040年の時期に地域が資源制約の中できちんとした意思決定ができるようにするためには、議会が実質化されていなければならないのではないかと。
- 現状の地位を獲得している方々から大胆な改革を自らしていただけるように一緒に議論を行いながらも、外的なプレッシャーも必要ではないかと。
- 議員報酬を増額するなどして議員のなり手が出てきたとしても、実際に議員活動のサポートがなければ、ただ議員が揃っただけで政策を実現することにならないので、セットで議論すべきではないかと。
- 首長と議会の関係について、もう少し大胆な選択肢を立てて議論する必要があるのではないかと。
- 大規模な広域自治体と基礎自治体とでは抱える課題やあり方が違うのに応じて、地方議会や議員に求められる資質は自ずと変わってくるのではないかと。広域自治体の議員には専門性が非常に高く求められ、町村では地域社会の代表の方が入って寄り合い的にきちんと決めていくという面があるのではないかと。
- スマート自治体と関連してリモート議会も考えられないか。次の展開として考えていただきたい。

第33回専門小委員会における主な議論④

【議員の法的位置づけ】

- 議員のあり方については、議長会において議論していただくことが先決ではないか。
- 地方議員の法的位置づけについては、法律事項がないと規定する意味がないのではないか。法律上の権利義務の変更ではなく、位置づけや理念を示すことが本来の目的であれば、理念法を別建てで議論した方がよいか。
- 地方議会・議員のあり方として、合議体としての議会のあり方と議員個人のあり方とは切り分けて考える必要があるのではないか。
- 議員の位置づけを巡る議論が議会活動に対する住民理解を促す面はあるだろうが、住民自治がてこ入れされる中で議員のなり手が出てくる形が議論の出発点であって、現職の議員目線での議論だけでは足りないのではないか。
- 地方自治法において事務配分の原則などと同じように地方議会・議員の役割を掲げることを求めているのかもしれないが、国の法律による押しつけを果たしてやるべきなのかは意識しなければならないのではないか。

第33回専門小委員会における主な議論⑤

【経済的な要因(議員報酬)】

- 議員報酬について、増額しないと議員のなり手が出てこないという議論はそのとおりかもしれないが、増額したら多様化するのかは疑問。
- 議員報酬を増額すれば議会の多様化が実現するのかは全く疑問。それだけで多様性が促進され、なり手不足が解消するものではないと思う。
- 年金収入のない現役世代の勤労者が議会にシフトしてくることによる多様化を期待するのであれば、報酬水準の引き上げは必要ではないか。
- 議員報酬のあり方を一律に考えることは難しいのではないか。議員報酬を引上げるということになると、議員報酬に見合うだけの活動をしているのかどうかということが必ず論点になる。現状では、住民に対してうまく可視化できていないからこのような水準になっている可能性もあるのではないか。
- 議員報酬を引上げると同時に、その活動を住民に対してきちんと「見える化」し、説明責任を果たすという観点を明確にする必要があるのではないか。
- 小規模自治体においては、高額の議員報酬にするのは容易ではなく、兼業を認めて、他の収入を得ながら議員をやれるような環境を整えていくことが一つの方法ではないか。

第33回専門小委員会における主な議論⑥

【請負禁止の緩和】

- 兼業・請負禁止の対象から第三セクターを除外することは第三セクターの優遇ではないか。社会福祉協議会が除外されて第三セクターが除外されないのはバランスを欠くのではないか。
- 兼業・請負禁止について、国民である以上、地方議会の議員になってよいことが原則であり、理由がある場合に特に兼業を制限するのが本来の趣旨であると思われるが、第三セクターにおいて兼業を特に制限すべき要因はないのではないか。
- 社会福祉協議会など公益的法人も、普通の民間企業と同じく、自治体との取引が一定以上の割合を占めるところが制限されているのではないか。
- 地方議会の議員は長の活動を監視するという機能を持っており、地方議会の議員が第三セクターの役員となることで問題が生じないかという視点で検討されるべきではないか。
- 第三セクターの役員と議員の兼職を認めると、第三セクターの経営合理化に関して一定程度反対する可能性があるのではないか。今後の経営資源の減少を考えると、第三セクターだけを取り上げて兼業を緩和することは慎重に考える必要があるのではないか。
- 兼業・請負の禁止を設けたときの状況と事情が異なるので、禁止の範囲を明確化することを目指すべきではないか。その上で、請負の状況について、積極的に開示することで対応すればよいのではないか。
- 兼業・請負禁止の仕組みを丁寧に見直して、現代的な要請に合うようなスキームにする必要があるのではないか。
- 「町村議会のあり方に関する研究会」では兼業・請負禁止を緩和する場合に請負契約の名前を公表して、住民の監視を強化するという方向性を示していたが、その視点は忘れてはならないのではないか。
- 議員の「兼業禁止」という表現では、既に仕事を持っている人が議員となることに関心を失う。自治体からの請負を禁止するものであることが分かりやすくなるような表現が必要ではないか。

第33回専門小委員会における主な議論⑦

【立候補環境の整備】

- 企業としても、地方の活性化に向けて兼業や休職を認めようという動きも出てきている。障害を取り除く議論を地域ですていくことが必要ではないか。
- 例えば地方公務員が立候補できるようにすることや、町議会議員が現職のまま県議会議員に立候補することができるようにすることも考えられるのではないか。